［五　略］

［削る］

第十四条の二から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（129,000円×α）×A｝×β＋B－C－D×β－E×β］×0.984－F＋G－H

129,000円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（129,000円×α）×A、｛（129,000円×α）×A｝×β、D×β、E×β及び［｛（129,000円×α）×A｝×β＋B－C－D×β－E×β］×0.984に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　第31条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。

B　第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。

C　第31条第3項第1号の算式の符号Cに同じ。

D　第31条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。

E　第31条第3項第1号の算式の符号Eに同じ。

F　第31条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

G　第31条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

H　第31条第3項第1号の算式の符号Hに同じ。

α　第31条第3項第1号の算式の符号αに同じ。

β　第31条第3項第1号の算式の符号βに同じ。

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（129,000円×α）×A＋B×β－C－D－E｝×0.984－F×β＋G

129,000円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（129,000円×α）×A、B×β、F×β及び｛（129,000円×α）×A＋B×β－C－D－E｝×0.984に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　第31条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。

B　第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.066

算式の符号

［五　同上］

第十四条の二　削除

第十四条の三から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（129,100円×α）×A＋B－C－D｝×0.982－E

算式の符号

A　第31条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。

B　第31条第3項第1号の算式の符号Cに同じ。

C　第31条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。

D　第31条第3項第1号の算式の符号Eに同じ。

E　第31条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

α　第31条第3項第1号の算式の符号αに同じ。

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（a×1.018）＋（b×0.991）－（c×1.021）｝×d

算式の符号

a　次の算式によつて算定した額

算式

（a1×0.03）＋｛（a2－2,000×a3）×0.08＋（a3×60）｝＋｛（（a4＋a5）－7,000×（a6＋a7））×0.1＋（（a6＋a7）×460）｝

算式の符号

a1　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

a2　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

a3　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

a4　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「700万円〃1,000万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

a5　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

a6　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「700万円〃1,000万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

a7　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金